

令和7年度（2025年度）日野市地域包括支援センター運営方針

日野市健康福祉部高齢福祉課

1 地域包括支援センターの位置づけ

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法第115条の46をもとに設置されています。地域の保健医療の向上、福祉の増進および地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的に支援することを目的にしています。

また、困りごとを抱えた高齢者及びその家族等のワンストップ総合相談窓口としての普及を目指します。

2 運営方針策定の趣旨

この運営方針は介護保険法第115条の47第1項の規定に基づいて策定するものです。市とセンターが協働して運営方針を策定し、運営上の基本的な考え方や役割を明確にすることで、市とセンターの一体的な運営体制の構築とセンター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的とします。

3 運営方針

方針1 高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちを目指します

1. 高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域で、可能な限り健康で自立した生活を安心して継続的に営み、看取られることができるように支援します。その基本としての暮らし・医療・福祉の連携体制づくりを行います。
2. 高齢者が地域との関わりを持ち、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。その際には、高齢者憲章に基づき本人の意思や価値観を尊重し、地域特性、生活環境、心身状態を大切にします。
3. 高齢者が自立した生活を営むための適切なサービスが、多様な事業者等から総合的かつ効果的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行います。また、誰もが介護予防に取り組むことができるよう、介護予防とフレイル対策の知識の普及啓発に努めます。
4. 介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることを認識し、特定の事業者等に対して不当に偏った活動を行うことがないよう、公正・中立な立場で効率的な事業運営に努めます。

方針2 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担います

1. 地域包括ケアシステムの中核を担う機関であることの意識を持ち、地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向けて市と連携し、重点的・効果的・効率的に取り組めます。
2. ケアマネジャーからの相談の対応や地域ケア会議の開催を通じて、ケアマネジャーが行うケアマネジメントの支援に努めます。特に自立支援・介護予防の観点を踏まえた地域ケア会議を活用し、多職種のケアマネジメント力の向上及び連携の推進に努めます。
3. 地域に密着した関係者間の「顔の見える関係づくり」に努め、介護事業者、医療機関、福祉団

体、自治会、民生委員（相談協力員）、見守り推進員などとの交流や関係者のニーズ等に応じた研修等の場の設置、地域密着型介護事業所の運営推進会議へ参加をします。

4. 生活支援コーディネーターが中心となり協議体等の開催又は参加を積極的に行い、認知症地域支援推進員、介護予防推進員、また、見守り事業、地域ケア会議等と連携し、地域資源・課題の把握、住民活動の後方支援に努めます。また、発見・抽出した地域の資源・課題は市と連携し、地域づくりや地域課題を解決するための政策形成につなげていきます。

方針3 高齢者問題の早期発見・早期解決に努めます

1. 誰でも、安心して気軽に相談できるセンター（高齢者のほっとあんしん相談所）として、相談しやすい環境づくりや個人情報保護、相談時のプライバシー確保などに努めるとともに、センターの役割や機能、取組等を地域住民に幅広く周知します。
2. 高齢者の生活実態の把握や地域の協力者とのネットワーク構築に努め、高齢者見守り支援ネットワークを基本とする地域による支え合いの仕組みの充実を図ります。収集した情報は、的確かつ迅速に記録し、市と共有します。
3. 地域の協力者とのネットワークを有効に活用し、高齢者虐待、孤立死、消費者被害、認知症などの高齢者の異変の早期発見に努め、適切な医療や福祉サービスに繋がります。また、必要に応じて、成年後見制度などの諸制度の活用や関係機関との連携を図ることで、問題の早期対応・解決を目指し、高齢者の権利擁護に努めます。

方針4 センターに求められる役割や担うべき役割を果たすため、機能の充実を図ります

1. あらゆる場面において、担当地域ごとの課題やニーズを踏まえた質の高いサービスが提供できるよう、市との緊密な連携体制のもと、センターの機能強化に努めます。また、センター間においてサービスの質に差異が生じることのないよう、自己研鑽や相互の学び合い、センター間の連携強化に努めます。
2. 認知症地域支援推進員を中心にセンター一丸となって、若年性認知症、軽度認知障害（MCI）を含む認知症の人とその家族の視点に立った支援と地域づくりを行います。また、そのために、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、若年性認知症総合支援センターなどの専門機関と連携を図ります。
3. 総合相談、困難ケース対応、ケアプラン作成の件数が増加している状況を踏まえ、センター業務が適切・円滑に実施されるよう、人員体制の確保に努めます。